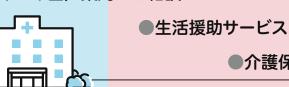




●介護保険サービス(デイサービス・ショートステイなど)

安心して暮らすために

■フレイル対策、かかりつけ医/薬局への相談



●訪問診療

終活あんしん

●いきがい活動、ボランティア活動など

★エンディングノート(終活あんしんノート)を作る

★遺言書の作成 ★葬儀などの契約や生前整理 ★お墓のこと など



●お墓

●終末期医療

●相続

●葬儀

★福祉サービス利用援助事業の利用

●死後事務

★任意後見制度の利用検討

(必要に応じて)見守りや財産管理、 死後事務を委任する契約

判断能力が低下したら ★任意後見契約の発効

★法定後見制度の利用

元気なうちに終活について

考えてみようかな?







豊島区終活あんしんセンターで相談できます

人生の最終章でやりたいこと、想いをカタチにしませんか。自分のことは、自分で決めたい。 その願いをともに考える相談窓口です。相談内容に応じた情報提供や関係機関を紹介しま す。遺言や相続など、弁護士・司法書士に相談し助言を受けることもできます(予約制)。

例えば・・・・

い 支

Step

- ●亡くなった後のことが心配だけど、何から始めたらいいのかわからない
- ●自分の記録や想いを大切な人に伝えたい

介護・医療

生き方や想い

の実現

自分らしい

生活を送る

●もしも認知症になったら、お金の管理が心配

\エンディングノートを書いてみませんか/ もしもの時に備え、自分の想いや記録などを記す、 終活あんしんノートを配布しています。

豊島区終活あんしんセンター

- ◇日時…月~金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時~午後5時
- ◇場所…区役所東池袋分庁舎4階(社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会内)
- ◇対象…区内在住のおおむね65歳以上の方とその家族
- ◇相談方法···来所、電話、ファクス、Eメール
- 問当センター☎6863-7830、23981-2946、 siensitu@a.toshima.ne.jp

Step

だいたいのことは一人でできるけど ここはちょっと手を借りたい!

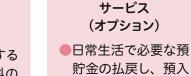
福祉サービス利用援助事業

高齢者や障害者などを対象に、専門員、生活支援員による定期的な見守りや情報提供を 行います。また、福祉サービスの利用手続きや書類整理、日常的なお金の払戻しや支払 いなどのサービスを行っています。

(地域福祉権利擁護事業)の利用

①福祉サービス利用援助 (基本サービス)

- 職員による定期訪問
- ■福祉サービスを利用する ための手続きや利用料の 支払い
- 区役所から送ら れてきた書類の 手続き



②日常的金銭管理

●年金の受け取りや家 賃・公共料金の支 など

③書類などの 預かりサービス (オプション)

利証などを金融機 関の貸金庫で預かり ます

◇利用料…①②は1回1,000円または月額4,000円、③は月額1,000円。

◇利用の流れ…相談を受けた後、生活状況などを確認するため、訪問調査を行います。 その後、支援計画の作成、契約締結を経て、支援開始となります。

Step

いつまでも安心して暮らすために、 何ができるかな?



成年後見制度の利用を検討する

成年後見制度は、認知症や知的・精神障害などにより、日常生活でのさまざまな契約や財 産の管理などが難しい方の権利と財産を保護する制度です。

将来、自分が認知症になった時に備え、自分の代わりに不 動産や預貯金の管理などを行う人と内容を自分で決めてお く「任意後見制度」と、すでに判断能力が衰えている方の代 理人を家庭裁判所が決める「法定後見制度」があります。



~こんなことで困っていませんか?~

●身寄りがないので、自分で管理できなくなったら誰かにお金や生活のことを任せたい。 ●知的障害者の息子の将来が心配。この先、息子のお金の管理や生活はどうしたらいいの? ●認知症の母が必要のない高価なものを買ってしまう。

\ ちょこっと知りたい!/

Q. 後見人はどんな人が、どんなことをしてくれるの?

A. 財産を適切に管理し、生活に必要な介護や福祉のサービスなどの契約や費用の 支払いをします。家庭裁判所が後見人等として、親族、弁護士、司法書士、社会福 祉士などを選任します。

Q. どんな手続きをするの?

A. 本人の住所を所管する家庭裁判所に、戸籍謄本や医師の診断書など、必要書類 などを添えて申し込みます。主に、本人、配偶者、4親等内の親族(親、祖父母、兄弟、 いとこなど)が申し立てます。

Q. 費用はどのくらいかかるの?

A. 申立料(収入印紙など)…1万円程度、医師の診断書…5,000円~1万円程度、医 師による鑑定(必要な場合)… 5~10万円程度、後見人等の報酬…家庭裁判所が本 人の資力などを考慮して決めます。

制度を利用した方の声

◆80代女性(法定後見制度)

夫が亡くなり、施設入所を考えたとき、 代わりに手続きや財産管理をしてくれる 人が必要となりました。ケアマネジャー に勧められて制度を利用し、補助人とし て弁護士の方がつきました。補助人が施 設探しや、見学の調整などをしてくれ、 希望する施設へ無事に入ることができ、 安心しました。その後、補助人に家を売 却してもらい、施設の費用に充てること もできました。

◆80代男性(任意後見制度)

終活を考えはじめ、老人ホームに入所し ている妻と、娘が困らないようにしてお きたいと思ったことがきっかけです。司 法書士と任意後見契約を結び、司法書 士が任意後見受任者となりました。同時 に、3点セットといわれている、公正証 書遺言や死後事務の委任契約も行いまし た。先のことを考えると夜も眠れなかっ たけれど、心が軽くなり前向きに暮らせ るようになりました。

\Step2・3の相談はこちら/

福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」

成年後見制度の利用に関する全般的な相談に応じ、制度の概要から申し立ての手順 や方法まで、わかりやすく説明を行っています。本人だけでなく、親族や関係者の方 からの相談も可能です。

- ●日時…月~金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前8時30分~午後5時15分
- ●場所…区役所東池袋分庁舎4階(社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会内)
- ●支援内容…申立書類の説明や配布、成年後見人等の支援、成年後見申立費用助成など 間サポートとしま**2**3981-2940、**M**3981-2946、**M**siensitu@a.toshima.ne.jp



私たち、豊島区民社会福祉協議会の職員が相談を受けています。終活あんしんセンター の相談も同じ係で対応しているので、相談者の状況に応じて一体的な情報提供や助言 ができるのが強みです。相談を受ける際には、まず現状を把握するために聞き取りを 行いますが、今後の生活に関する希望や想いを聞くことを大切にしています。そのう えで、心配な点を解決する方法を一緒に考えていきます。

成年後見制度の利用については、家族や本人をサポートしている福祉関係者からの相 談もありますが、「ご本人の権利を護る」ということを常に意識して対応しています。ぜ ひ気軽に相談してください。

